

関西労災職業病 5月号

(通巻第164号)

関西労働者安全センター 1988.5.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●出嫁労働者の脳卒中労災裁判 全面勝訴！…… 2

●振動病治療補償打切通告の撤回を求め

150名が和歌山労基局に結集… 9

●前線から(ニュース)…………… 11

●石綿問題の動向と今後の対策③…………… 16

神奈川労災職業病センター所長 田尻 宗昭

●アジアの労災・職業病

聞きかじり① 西野 方庸…………… 18

出稼ぎ労働者の脳卒中の訴訟裁判 全面勝訴

○。出稼者の少恵じな労働生活環境を幅広く認定——大阪地裁

九年田の

労災認定

「まるで夢のような気持ちです」

原告・柴田ノブ子さん（被災者故柴田久雄さんの妻）のこの一言がとてもさわやかだった。

五月十六日月曜日、大阪地裁第五民事部中田耕三裁判長は、柴田出稼労災裁判に原告全面勝訴の判決を下した。

同年七月業務外決定。その後、審査請求、再審査請求でも棄却され、やむなく、天満労基署を相手取り、八三年三月、大阪地裁に、労災補償不支給処分取り消しを求めた行政訴訟を提訴していたものである。

言うまでもなく、国側と真向から対決、三〇回近くの弁論と、秋田県の故人の主治医への出張尋問、コンクリートブレーカー作業の現場検証も行われてきた。

その中で、論争の焦点となつたのは、第一に、柴田さんの基礎疾病「高血圧症」の捉え方、第二に、柴田さんの従事していた出稼ぎ労働が厳しいもので、発症の原因になつたに死亡した。遺族は、大阪天満労基署に遺族補償の労災申請を行つたが

特に、後者の点については、出稼

ぎ労働者の多くが置かれている労悪な労働・生活環境の問題と密接に関連している。これまで国側は、「柴田の労働は重激労働でも、また過労状態でもなかつた」としてきており、これは、裏を返せば、出稼ぎ労働者の健康管理について見てみぬふりをしてきているということであつて、この点からも、裁判所がどのような判断を下すのかが注目されていた。

判決は、業務起因性の判断に立つて、本件のような、基礎疾病を有するときの判断のしかたについてつぎのように述べている。

「・・・このように死亡の原因となつた疾病が基礎疾病に基づく場合であつても、業務の遂行が基礎疾病を

急激に増悪させて死亡時期を早める等、それが基礎疾病と共働原因となつて死亡の原因たる疾病を招いたと認められる場合には、業務と死亡の原因とのあいだになお相当因果関係が存在するものとするのが相当である。

その上で、基礎疾病的状態について検討し、それが、それほど悪いものでない場合（消極の場合）、「当時の業務がより高度の血圧の上昇をもたらす内容のものであつたか否かを順次検討する必要がある」、としたのである。

高血圧症は中等度

これまで国は、柴田さんは重度の高血圧症にかかっておりそれが、本件発症の原因であると再三主張してきた。その高血圧によって、いつ脳出血をおこしてもおかしくないほど

血管が脆弱化していた、にもかかわらず薬も飲まずに不養生していたのが原因だ、というのである。

こうした主張は、裁判に至る前の

年齢や右眼底検査及び腎機能検査の結果からするとかかる状態に至つていなかつたものと推認することができる。」と正確に判断した。

原処分（国・天満労基署）、審査（大阪労災保険審査官）、再審査（労働保険審査会）も各段階でもまかり通っていた。

出稼労働の失能を総合的に判断

基礎疾病については、それだけで見を針小棒大に認定する、あるいは、

発作直後の尿に蛋白と糖がでていたことをもつて、腎性高血圧だとか糖尿病でそのための血管変化が進行していった、などというデタラメな「認定」がなされていたのである。

裁判においては、秋田県の主治医山川医師への出張尋問によつて、そうした判断がまったく事実に反することが明白になり、判決は、「中等程度の段階であった・・・この基礎疾

病ゆえに久雄の脳実質内の血管が容易に破綻する程度にまで脆くなつていたと断ずるに至らず、むしろ久雄

これらのいくつかの主なポイントについての原告・被告の主張と判決内容を対比すると次頁のようになる。

柴田さんは、七六年以降毎年十一月から三月頃まで、大阪のガス管敷設工事下請会社「つ吉建設」で出稼ぎ労働に従事するようになった。具体的には、ブレーカー等で舗装を割り、掘削、配管、再舗装という作業を行うが、全工程を一度で行うこと

原	告	被	告	被	判	決
出稼ぎ中の生活						
当日の作業内容、および、当日作業の通常業務との差異	発症前日までの勤務状況	二月六日より九日の四日間連続夜間作業。十一日は休日だが、一、二時間作業した。	* (柴田はこの作業に昭和五十一年以降常作業で、慣行作業で、重激な労働ではなかった。)	二月六日より九日の四日間連続で夜間作業をしたが、終業は午前〇時から三時、始業は翌日の六時から七時で、その間宿舎に帰っていたから、これが、直ちに疲労の蓄積を生じさせるとは考えられない。また、昭和五三年度は四日以上の連続夜勤を十一月に一回、十二月に二回、行っているのであって通常作業時との差としてこの点を強調するのは失当である。さらに、発症の前々日は休日、前日も二〇分だけ就労したに過ぎないことから、発症当日、通常と特に異なる過労状態にあつたとはいえない。	昼勤・夜勤、夜勤・夜勤などの連続勤務がみられる。発症一ヶ月をみても、一月二十二日は昼勤に引き続いて夜勤し、その翌日は夜勤に引き続いて昼勤し、その翌日(二五日)は昼勤に引き続いて夜勤し、二月一日は夜勤に引き続いて昼勤し、二月六日から四日間は連続して夜勤に従事している。その間休日があるとはいえる(二月十一日は二〇分就労)、このよう不規則な就労、殊に冷え込みの強い冬期の屋外における深夜作業の連續は前期の住環境とあいまって一層の精神的緊張をもたらし、かつ肉体的疲労を蓄積させるものであり、高血圧症に悪影響を及ぼすものであることは容易に推認することができる。	出稼ぎという生活環境の変化に加え、同郷の者と一緒に生活することは、夜別棟一階は食堂、工具室。風呂、便所は別の付属建物の中。居室には暖房器具なく、付近の作業場等からの騒音、同居人の出入りで安眠できないことが多い。賄い付きだが食事は粗末。重労働の疲労を回復するには不十分。
当日の作業内容、および、当日作業の通常業務との差異	発症前日までの勤務状況	二月六日より九日の四日間連続夜間作業。十一日は休日だが、一、二時間作業した。	* (柴田はこの作業に昭和五十一年以降常作業で、慣行作業で、重激な労働ではなかった。)	二月六日より九日の四日間連続で夜間作業をしたが、終業は午前〇時から三時、始業は翌日の六時から七時で、その間宿舎に帰っていたから、これが、直ちに疲労の蓄積を生じさせるとは考えられない。また、昭和五三年度は四日以上の連続夜勤を十一月に一回、十二月に二回、行っているのであって通常作業時との差としてこの点を強調するのは失当である。さらに、発症の前々日は休日、前日も二〇分だけ就労したに過ぎないことから、発症当日、通常と特に異なる過労状態にあつたとはいえない。	昼勤・夜勤、夜勤・夜勤などの連続勤務がみられる。発症一ヶ月をみても、一月二十二日は昼勤に引き続いて夜勤し、その翌日は夜勤に引き続いて昼勤し、その翌日(二五日)は昼勤に引き続いて夜勤し、二月一日は夜勤に引き続いて昼勤し、二月六日から四日間は連続して夜勤に従事している。その間休日があるとはいえる(二月十一日は二〇分就労)、このよう不規則な就労、殊に冷え込みの強い冬期の屋外における深夜作業の連續は前期の住環境とあいまって一層の精神的緊張をもたらし、かつ肉体的疲労を蓄積させるものであり、高血圧症に悪影響を及ぼすものであることは容易に推認することができる。	出稼ぎという生活環境の変化に加え、同郷の者と一緒に生活することは、夜別棟一階は食堂、工具室。風呂、便所は別の付属建物の中。居室には暖房器具なく、付近の作業場等からの騒音、同居人の出入りで安眠できないことが多い。賄い付きだが食事は粗末。重労働の疲労を回復するには不十分。
午前六時起床。八時出発、八時四〇分現場到着。九時よりブレーカーによる舗装割り開始。午前十一時半すぎに午前の作業終了。昼休み三十分ののち作業再開。午後二時一〇分ころ発症。この間のブレーカー作業時間は、一四〇～一四五分。同僚の2倍。一連続作業時間はして、三〇から四〇分。さらに、ここ現場は、アスファルト舗装の下に三〇センチ程	午前六時起床。八時出発、八時四〇分現場到着。九時よりブレーカーによる舗装割り開始。午前十一時半すぎに午前の作業終了。昼休み三十分ののち作業再開。午後二時一〇分ころ発症。この間のブレーカー作業時間は、一四〇～一四五分。同僚の2倍。一連続作業時間はして、三〇から四〇分。さらに、ここ現場は、アスファルト舗装の下に三〇センチ程	午前六時起床。八時出発、八時四〇分現場到着。九時よりブレーカーによる舗装割り開始。午前十一時半すぎに午前の作業終了。昼休み三十分ののち作業再開。午後二時一〇分ころ発症。この間のブレーカー作業時間は、一四〇～一四五分。同僚の2倍。一連続作業時間はして、三〇から四〇分。さらに、ここ現場は、アスファルト舗装の下に三〇センチ程	* (柴田はこの作業に昭和五十一年以降常作業で、慣行作業で、重激な労働ではなかった。)	午前六時起床。八時出発、八時四〇分現場到着。九時よりブレーカーによる舗装割り開始。午前十一時半すぎに午前の作業終了。昼休み三十分ののち作業再開。午後二時一〇分ころ発症。この間のブレーカー作業時間は、一四〇～一四五分。同僚の2倍。一連続作業時間はして、三〇から四〇分。さらに、ここ現場は、アスファルト舗装の下に三〇センチ程	柴田のブレーカー作業時間は一〇〇分程度で、他の者と比較して長く、かつ、通常作業に比べて集中的に長時間行っていたといえる。コンクリートは敷かれていたが、これが厚いために特別苦労したとは認め難い。ガラ積みは通常と変わらない。現場は交通量の多い幹線道路で緊張を強められていた。昼食時以外休憩がとられ	出稼ぎという生活環境の変化に加え、同郷の者と一緒に生活することは、夜別棟一階は食堂、工具室。風呂、便所は別の付属建物の中。居室には暖房器具なく、付近の作業場等からの騒音、同居人の出入りで安眠できないことが多い。賄い付きだが食事は粗末。重労働の疲労を回復するには不十分。

度のコンクリートがあつて、通常より強い力を要した。

ブレーカー作業に通常の日と比べ長時間従事、その作業以外のときも割ったガラ積み（コンクリートが多くたため普段より重く多かった）をやり、重労働の連続だった。交通量の多い幹線道路で緊張を強いられた。休憩を取らず、昼食時間も三〇分に過ぎない。

ブレーカー作業について

著しい騒音・振動を伴う重量工具をつかう重激作業で、安全のため緊張を相当伴う。『振動障害予防指針』の作業条件（一連続作業時間十分以内）に違反、また、必要とされている安全教育の実施、防振手袋の支給をせず、作業開始時の体操も不実施だった。

習熟すればさしたる労力を要するものではなく、重激な作業とはいえない。本件の現場はアスファルトなので「指針」一連続作業時間制限は三〇分が該当する。また、「指針」は、局所振動の影響に関するものであって、全身的に負荷される全身振動に関するものではないので、脳出血の業務起因性判断には適用できない。

振動・騒音をともなうつらい重筋作業である。ブレーカー作業は人体に開く影響を与えることから「指針」が出されている。柴田らは、「指針」に基づく教育を受けておらず、防振保護具の使用もなかつた。

ていない。

本人の過労について	ブレーカー作業と発症	ブレーカー作業と血圧、および健康管理	ブレーカー作業について
事故当日のブレーカーによる重激作業がた。 冬期に外気吹き曝しの中で、騒音・振動の激しいブレーカー作業を含む重労働の上、連続もある夜間作業、不規則な休日、劣悪な生活条件による全く不十分な休養、家族団欒も楽しみもない、このなかで十一月からの出稼ぎで疲労の極に達していた。	「通常と特に異なる過労状態にあったとはいえない。」 はいえない。 という表現。	「振動障害予防指針」は、重度高血圧者の振動業務への従事は望ましくないとしている。振動作業が血圧の上昇を招くことは、学術文献にも明らか。つ吉建設では、まったく健康診断をしていない。	「振動障害予防指針」は、重度高血圧者の振動業務への従事は望ましくないとしている。振動作業が血圧の上昇を招くことは、学術文献にも明らか。つ吉建設では、まったく健康診断をしていない。
出稼ぎという生活環境の変化と暖房のない住環境及び昼間、夜間の不規則な勤務に、休息時間の少ない連続勤務等が加わることによって精神的緊張が持続しかつ肉体的疲労が相当蓄積されて柴田の高血圧症に悪影響を及ぼしていた。 ・		ブレーカー作業それ自体重筋作業であると同時に、騒音と振動を伴う作業であるので、長時間の従事はその作業員に精神的肉体的悪影響を与えるものである。	

が難しいことから、昼間と夜間に分けて行われる。そして、全体の約四割が、夜間作業だった。そのため、昼間・夜間連続作業も珍しいことはなかったのである。無論、全ての作業が屋外作業だった。

こうした重筋労働の疲れをいやすはずの宿舎での生活も、プレハブの二階の一部屋に五人が寝泊まりし、部屋に暖房器具もなく、食事も粗末で、劣悪な環境であった。健康管理についても、健康診断は全然行われていなかつたのである。

その中で柴田さんは、持病の高血圧を悪化させ、最後に亡くなつたのである。

判決はまず、第一に、柴田さんの出稼ぎ生活が肉体的精神的疲労を蓄積させるものであったことを認定した。この点について、ことさら住環境に問題がなかつたとの国側の主張はことごとく退けられた。

第二に、従事していた労働が、夜

勤を含む不規則な重筋労働であることを認定した。

第三に、焦点であつたブレーカー作業の作業時間などの事実関係、およびその有害性について、すべて原告主張どおり認定した。この点については、会社関係者の証言をうのみにしてきた国側主張はすべて根拠を失うことになつた。

こうして判決は次のように判断を下したのである。

「…久雄の高血圧症（基礎疾病）は中程度のものであり、その自然増悪により脳出血（本件発症）が引き起こされたものとは認め難く、むしろかかる状態に至つていなかつたものと推認されるが、他方、出稼ぎと

ていたところ、発症直前に四日間連続して寒気の強い夜勤に従事したうえ、発症日には交通量の多い幹線道路でブレーカー作業に比較的長時間従事したため、これらが久雄の高血圧症を急激に増悪させて本件発症を惹起せしめたというべきであり、業務が基礎疾病と共働して死亡の原因を招いたと認めるのが相当である。」

こうして本件判決は、発症直前の災害がなくとも、業務が基礎疾病と共に原因となって基礎疾病を憎悪させ、発症させたと考えられる場合は業務上と認められるとした若松脳卒中裁判の判決を引き継ぎ、判例として定着させたのである。

朋壇する アクトン・ト・主義

判決は、極めて筋の通った判断を示した。それに比べて、いまさらながら際立つのは、国側主張の不合理

さである。

実は、国側は、最終準備書面を二度に分けて出している。特に、一つ目のものは、いわゆる「アクシデント主義」の観点から、本件は、アクシデント（外傷をもたらす出来事のほか、急激な身体的努力や精神的努力等を要する災害事実、異質業務、突発的業務による出来事等）がないから、業務外だ、と改めて主張したものであつた。

基礎疾病があつた場合も全く同じ考え方方に立っている。業務が共働原因を形成したら業務上だ、とはいっても、その業務上の原因はやはり「アクシデント」と称するものなのである。

国の考えるプロセスはこうである

う。本件にアクシデントの要素はないとまず判断する、これは、ほぼ業務外と考える、その上で日常労働、生活を見る。厳しいかもしないが、柴田が他の同僚を比して、また時期

的に特に過酷な状況でもないではない。だから通常と特に異なる過労状態にあつたとはいえないと結論する。

つまり、はじめに結論があり、あとは、出稼ぎ労働者の厳しい労働条件を無視して、すべて、「特に過重」とか、「著しい」に当てはまらないとして、片づけていくのである。結

論を決めているから、過労についてなどは、ことさら過少評価に無視した言い方になり、余計に無理な感じを与えていたのは、滑稽ですらある。

こうした、誤った姿勢は、判決によって厳しく批判されたといえる。（判決文には、その文章中アクシデントという言葉すら出てこない）

最後に、局医制度について述べておきたい。本件の裁判に至る過程、労災請求をめぐる労基署の調査のな



■ 同医制度の問題点

労基署や審査官は、彼らの意見を採用して、業務上外の判断の根拠とすることが多い。しかも、こうした意見は医学的な因果関係に関する判断だけにとどまらず、行政権限、法

律上の理論（あまり支給すると保険財政が心配だという論理からくる）によつた結論が往々にして示されていることが多い。そして、「医師の判断」という権威付けをもつて業務外の決定を下すのである。まさしく局医は「ややこしい」行政判断の代行としての役割を果たすようになっているのである。すでに述べた、柴

田訴訟の場合の基礎疾病についての非常に誤った見解も、すべてこれら

を根拠としている。

また、労基署では、必ず局医の意見を聞くが、誰から聞いたかも、どういう意見かも何も明らかにしない。こうした、密室の非民主的な局医制度の大きな弊害がまたしても明らかになつたといえるだろう。

労働省は、控訴期限ぎりぎりまで検討した結果、この五月三〇日に控訴の手続きをとつた。理由は、判決の「中等度」の高血圧症であるという認定を不服とするものである。

これによつて、今度は大阪高裁での法廷に争いの舞台は移るが、センターとしても地裁以上に支援活動を強化してゆきたいと考えている。

労働省が控訴 舞合は吉岡裁へ

原発と闘う

岩佐原発被曝裁判の記録

万国博の次の年、偶然に仕事で原子力発電所に入ったことから岩佐さんの運命が変わつた。国と電力資本を相手に、様々な協力者とともに闘つた十七年間の記録。

「岩佐裁判の記録」編集委員会編
八月書館発行 11000円（送料込み）

全国の書店でお求め下さい。関西労働者安全センターでも取り扱います。

振動病治療補償「切通告」の撤回を求める 五〇名が和歌山労基局に抗議

今、振動病治療・補償の打ち切りの暴挙が、労働省の手によって全国で行われている。まさに、「なりふり構わぬ」、必要な手続きさえも無視した強引な被災者切り捨てである。

すでに、打切り一方的に通告された被災者の数は、詳細は不明であるが一〇〇人とも二〇〇人とも言われている。労働省はこの何倍にものぼる数の打ち切りを予定していることは確実であり、今がまさに反対運動の正念場となっている。

全国各地において労基署、局への追及を行いながら、中央において社会党とともに労働省本省に対する追及を強め、労働省は「主治医の意見を尊重する」「治療を止めることによって症状悪化のおそれのある場合は症状固定ではない」の二点を確認してきた。

ところが、この間、事実として明らかになってきたのは、こうした本省確認にまったく反する、打ち切り強行が、各地で画一的になされているという恐るべき実態である。

和歌山労基局管内においても、すでに、約二〇名が四月末あるいは五月末打ち切りを通告されており、これらの打ち切り撤回を求める和歌山

労働基準局交渉が、五月一七日、和歌山県下からバス二台に分乗してのりこんだ全山労を中心に一五〇名を結集して行われた。

矛盾だらけの 和歌山回対応

当日、まず決起集会においては、金剛全山労協中央幹事などより、全国・和歌山の情勢について、労働省の攻撃は厳しいが、その分目茶苦茶であり、ボロボロ弱点が出ている、われわれが、全力で走れば必ず勝てるとの報告があった。そして古座川、本宮などの各地区山労の決意表明のち交渉に臨んだ。

画一的な 打ち切り強行

この攻撃に対し、全山労協は、

交渉には、浜口議長、松浦県評事務局長、金銅幹事をはじめ全山労、全林野そして、南労会・紀和病院を加えた代表団が臨み、三時から六時まで予定をオーバーするなかで、徹底的に労基局を追及し、行政的な手続きさえ無視した、でたらめな打ち切り通告に固執する局を押しまくった。

局側は、労災管理課長が出席した。この日、具体的な問題として四名の打ち切り者（全山労組合員）について追及が行われた。焦点は、第一に、療養継続が必要と主治医が意見を表明しているにもかかわらず、局医協議会及び労基署の判断によって主治医意見を否定して、一方的に打ち切りを決めていること。再度の主治医への意見聴取すら行われていないことが明確になつた。

労働省の確認と反するではないかと問い合わせれば、「（労働省交渉については）概略しか聞いていない

のでよく分からぬ」と言つたり、「それに沿つたものだ」とうそぶいたりで、まったく誠実に答えようとしたなかつた。

交渉は、局側に全く誠意がみられないまま終わった。この間、全山労、県評などの部隊は集会、シユプレヒコールを繰り返しながら、整然と待機していた。当日は、具体的成果は引き出せたわけではないが、いかに無理な打ち切りが行われているかがさらに明らかになつた。「このことを現場にもちかえり、さらに聞いを進めよう」と、金銅幹事がこの行動を締め括つた。

打ち切り阻止へ 全力の取組みを

関西労働者安全センターも、全山労協からの要請によって、会員に闘争参加をよびかけ、緊急にもかかわらず一八名が行動に参加した。

今後、全山労協では、各地の全く不当な打ち切りの実態の中から、既に出された打ち切り通告の撤回と今后の打ち切り阻止に全力で取り組むとしており、五月二六日からは、中央労動員行動が行う予定である。

私たちはこれまで報告してきたように、医療サイドからは紀和病院、労住医連と連繋を取りつつこの打ち切り反対闘争を支援してきた。今回の攻撃は、質・量ともに非常に大きく、当事者・被災者だけの鬭いではない事は明らか。

今後とも、関係各位の注目とご支援を訴えたい。

前線から

オ12回

はいきゅう訴訟

何が分かれるか 大阪保険適用に

被告国側準備書面提出

三月七日、

国側は、準備書面の中で「針灸治療の作用機序、期

し議って、どの程度まで明らかならば、差別なく保険適用されるのだろうかといふ疑問への答えを国は用意しているのだろうか。

最近の国の主張には、針灸の治療効果を肯定する表

として、針灸で椎間板ヘルニアは根治しないことを挙げているのは、ほとんどお笑いものだろう。

原告側では、これに対す

る反論を五月二十三日の法

加入申込は・・・
画五五〇
大阪市西区新町丁目19番
20号西長堀ビル4階関西労働者安全センター気付
針灸訴訟を支援する会
まで

会費一一口月五〇〇円
「三七五通信」配付

針灸訴訟を支援する会に
加入しよう

現が見受けられ、ひとところ

の、針灸＝東洋医学＝反西

洋医学＝非科学的といった

最初のころの行政の作文の

ような主張は影をひそめて

きていることはおもしろい

傾向といえよう。

廷に提出する予定である。

述べた。

前者については、要するに、「よくわかつていな

い」と言いたいということらしい。しかし、では、少

間、効果の限界が不明確である」とこと、「社会保険

で適用が制限されている」と

ところでの、同時に進めら

れています。神奈川訴訟の動向であるが三月一〇日、横浜

「神奈川はいきゅう訴訟」

問題が行われた。

尋問内容は、通達実施の経緯と、通達の根拠の大き

く分けて二つ。その中で、

通達が、被災者切り捨てを

大きな目的にしていました

が明らかになった。

経緯については、まず、針灸治療実施者のなかでも三年以上の者について特に詳細に調査したということである、三七五通達が、針灸治療制限とともに比較的長い療養者の「整理」＝打ち切りを意図したものであったことを述べた。「休業補償を貰うべきでないのに休業している、という感じを持つた」という発言は、長期療養者対策が念頭にあったことを表したものだし、「病名として、ケイワンが六割近く占めていた、ケイワンでしかも相当長期間働けないというのはちょっとおかしいんじゃないかな、という感じを持った」という証言もまた然り。

通達の医学的根拠について

では、基本的に針灸の有効性を極めて限定的に解釈して厳しい制限を加えている厚生省の見解をベースにしながら、労働省でも何人かの専門家に意見を聞いて、一年の治療期間にしたというだけ。しかし、労働省独自の「ナイス」「ノーナイス」の基準に沿って、専門家たちの意見をもとに、厚生省の見解をベースにしてはいけないので」と一切尋問は続行となり、五月十二日に再度行われる。

自分で針灸についての調査は何もしていないし、誰にどのような意見を聞いたかも「その先生に迷惑がかかり明瞭にしなかった。

一方、会社側はNさんが正規の社員とは異なり、一年ごとの契約社員であることから、昨年の発症当時から「この作業は君に向いていないのではないか」などと暗に退職をほのめかすなど無責任な対応をしていたが、契約が切れるこの三月に今度は「契約をやめたい」ような意向をちらつかせはしながらも、労災補償の請求中であることから一ヶ月ごとの継続契約にしている。

したがって、業務上決定が下されても、会社側のNさんに対する対応については充分に警戒する必要があるだろう。

奈良

契約社員が知らぬふり?



叶方に労災認定と…

昨年の八月末に実施したVDT作業労働相談で、相談を受け付けたオフコンオペレーターNさんの頸肩腕障害の労災補償請求で、所轄の奈良労基署の調査が進み、六月にも決定が下さ

れるもようである。調査が手間取ったのは、会社側の無責任な対応によって、業務負担に関する資料提出が遅れたことと、典型的な頸の請求中であることから

が下されても、会社側のNさんに対する対応については充分に警戒する必要があ

「火災訴訟」

○君が火災訴訟

大阪中古



出火状況調査

東地域合同労組の印刷工
○君の下肢大火傷労災につ
いての損害賠償請求訴訟で、
かねてより原告側から裁判
所に求めていた、火災直後
の消防署の調書が提出され
た。

それによると消防署は、

取り調べ時には○君が作業
に使用していたガソリン入
りの一・五㍑瓶が倒れた状
態で、すぐ傍にあつた石油
ストーブからの引火によつ
て火災が発生したものとし
ている。ただ、調書では、
係官の推測としながらも、

とであり、目撃者がいたも
のではない。また、会社側
は、ガソリンはほんの限ら
れた時にだけ使用すべきと
指導していたと主張してい
るが、消防署の調書では毎
日使用していたものとして
いる。

○君が作業中に足で瓶を倒
してしまったことから発生
したとしているが、それは
本人の記憶には全くないこ
とから、裁判の進行はよ

りスムーズになるものと見
られる。次回の法廷では、
原告側から専門家の意見書
が提出され、より原告側に
有利な法廷の進行が行われ
ることになるだろう。次回
法廷は六月三〇日午前十時
から大阪地裁八〇六号法廷
に開かれることになる。

から大阪地裁八〇六号法廷

成基局は主治医の意見書に基キ

障害七級の認定を

一どび職人不服審査請求

薦職のTさんは、足場組
立中、立て掛けあつた鉄
パイプが倒れてきて後頭部
を強打、頸椎の手術を行う
ことになった。Tさんは、現在も松浦診
療所において療養中で、神
経ブロック注射を含む治療

Tさんは、これを不服と
して兵庫労基局に審査請求
を行つた。安全センターは
所属する全港湾西成分会に
協力してこれを支援してき
た。

Tさんは、現在も松浦診
療所において療養中で、神
経ブロック注射を含む治療

が不可欠な状態である。現

状を踏まえて、これまでか

かってきた三名の主治医は
いずれも、障害七級に該當

するという趣旨の意見書を

提出しており、Tさんはこ

れにもとづいて早急な決定

を求めていた。しかるに、

審査官は、何の根拠もなく、

労災医員への受診を再三求

めてきており問題になつて

いる。

今後、受診の必要性につ

いて審査官の見解を明らか

にさせるため、話し合いを

おこなっていくことにして

いる。

や14回

南大阪労働者鍼灸会

うだが、いざ実技となると、
思い思ひに作つた針入れを
取り出し、針の実演を熱心
に見入っていた。

この日にはさらに松浦診
療所の油田氏によるスト
レッチ体操の指導、全通か
らの職場紹介もあわせて行
われた。

次回からは手、足のツボ
く、佐藤氏と学習会実行委
員長の品矢氏が参加者を相
手に実演して終わつた。仕

事が退けてからの学習会の
説明と実技に続いて前回
から佐藤針灸師の指導の
手に実演して終わつた。仕
事が退けてからの学習会の
ため、講義中思わず眠り込
んでしまった参加者もいたよ
うです。

VDT作業のためのチェックポイント10

作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを!
みやすい二色刷で。

B5判20頁 頒価一三〇〇円 [送料一冊四〇円、十冊以上無料]

安全センターで取り扱います。

若いもの勉強会

安全衛生実務講習会

大阪

午後二時半大阪支部安全衛生委員会

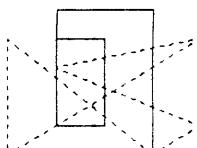
始まる

全港湾大阪支部安全衛生委員会では、若手安全活動家のための安全衛生実務講習会を開始した。この会は、安全委員会の若手が中心となって、実際の労災補償の手続きなどにはじめて、実地に役立つ知識を皆で一緒に勉強しているという。

その第一回が、五月十日全港湾会館で行われた。安全センター事務局をチューターにしながら、「職場の安全と補償の急所」（井上浩著）をテキストにして、

労災保険法について、適用と補償の概略について学習した。

今後、月1、2回のペースでじっくりと進めていく予定。



VDT労働対策連絡会

相談会を開催実施

東

南

木曜日

申込受付



VDT労働対策連絡会は、相談の内容は前回と同様に昨年の八月末に続いて第二回目の「VDT作業労働相談デー」の取り組みを行った。今回は総評東南地区評た。ユニオンひごる、北摂トータルユニオンの共同の取り組みとして、電話相談の拠点を東南地区評に置いて実施した。

VDT労働対策連絡会では、今後は更にVDT作業についての安全衛生対策上のアドバイスなどの宣伝や、現状把握のための取り組みを進めて行きたいと考えている。相談の詳しい結果については次号に掲載したい。

宣伝は、新聞と、三万枚のビラで行ったが、二回目とあって、放送による宣伝が期待できなかつたため、相談件数は、昨年に較べ少ないものとなつた。しかし、

石綿問題の動向と今後の対策

③

神奈川労災職業病センター所長 田坂 勉

ダイオキシンの 甲状腺

甲状腺

もう一つは、ダイオキシンです。

都公害研究所時代、愛媛大学の立川涼教授が、清掃工場の灰の中から

2.3.7.8 ダイオキシンが検出された
という衝撃的な発表をしました。我々は、本当に驚きました。2.3.7.8

ダイオキシンといえば、ブトナム戦争の枯葉作戦で使用された除草剤

2.4.5 「に含まれていた史上空前の
催奇性の高い有害物質です。一説によると、急性毒性は青酸カリの六万
倍、あるいは、催奇性はサリドマイドの一六万倍といわれる。

そのダイオキシンが清掃工場の灰の中から検出された。その原因は何なのか。有力な説は、プラスチックやジニールを五〇〇℃以上に焼くと

ダイオキシンが発生するというもの
です。プラスチックやジニールなん
てどの辺にも入っている。

この時、我々の心配は二つありました。一つは、焼却炉の安全点検を
している下請労働者はどうなっているのかです。ダイオキシンは110
℃以上で分解しますが、厚生省では炉の運転は100℃以上にはす
るなど決めている。だから、分解しないまま炉の内壁にくっつくのです。
それを、東京都の場合は、下請労働者が簡単なマスクをして拭き取りま

すが、マスクなんかでは、およびむつかません。余りにも無神経ではないでしょうか。

おだやか、
株式会社

そこで、急速、公害研究所で分析用の五〇〇〇万円のガスクロを予算請求し、アメリカのダイオキシンを作った、ダウ・ダウケミカル農業工場への管理職の分析担当の派遣は申請したら、あの公害我慢論の知事が、ダイオキシンの恐ろしさを知らないもんで、はんこを押したのです。まさか、出張を認めるとは思えなかつた。アメリカは二万五千人の帰還兵

がダイオキシンの被曝を受けたとして、ダウ・ケミカル社を相手に十兆円のマンモス訴訟を起こしている。その製造工場に調査に行くのです。アメリカにとつてはいやなことなのです。

さて、帰って来た分析担当がなんと行つたかと言うと、「東京都だけではとてもできません。放射能並みの安全管理対策が必要です。」分析標本いわゆるスタンダードをカバンと落としたとして、その附近はおそらく永久に人間の立入りを禁止しなければならないでしょう。イタリアのセベソで農薬工場が爆発して、二八ヘクタール以内の家畜が死に、今も永久に立入禁止です。ラブキヤナルの化学工場が移転したあとに捨てられた廃棄物の中にダイオキシンがあった。七五〇戸の家があり、多くの主婦が流産をしたなどで、カーターラー大統領が全戸移転を命じた。

そのダイオキシンの分析は、全国

的な統一マニュアルがあつて、スタンダードをどこかできちんと作つて、（最近はスタンダードをアメリカも売らない）「そうしなければ無理です。」と報告した。それで私たちは、厚生省のダイオキシン専門委員会の答申をひたすら待ちました。

ところが結論は、「分析をしたい」といふは自治体でやりなさい、（自由にどうぞ。そのかわり分析する時は厚生省に知らせなさい。」こんなことなら専門委員会はいらぬ。私たちは、国立公衆衛生院か、筑波の国立公害研究所の中でスタンダードをつくる、安全管理のモデルを作るだろうと思っていた。おかげで、せっかくアメリカまで出張させながら分析の体制ができませんでした。

まだ使田やられる ダイオキシン 入り農薬

もう一つ、もつと心配したのが農薬です。ダイオキシン専門委員会は農薬は一行も書かなかつた。農薬こそアメリカが一番恐れている。実を語ると、昭和五五年までは、同じ2.3.7.8 ダイオキシンを含む2.4.5が日本の石原産業、日産化学等で製造され、使用された。四六年に農薬登録は抹消になりました。が、農薬登録の抹消というのはゆるいのです。事実上、五五年まで使われた。例えば、昭和四六年に山形の（りんご）に大量に使われたフルチオンがそれだったという説があります。ところが、その後、現在、急性毒性が二五〇〇分の一といわれる成分L.3.6.8 ダイオキシンを含むC.N.Pなる農薬は未だに使われている。おなじダイオキシンの異性体ではありませんか。安全だという証明の方が大変ではないかと思うのですが。

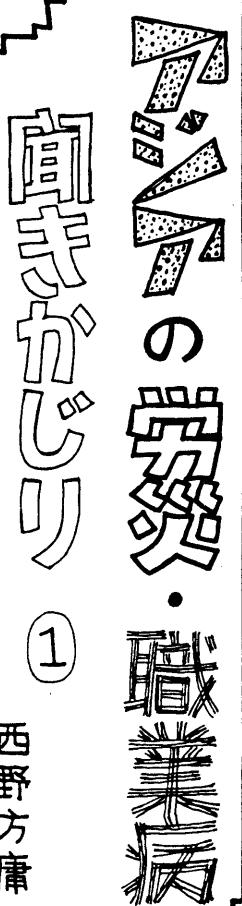
水道水からむ 検出

そして、おそるべきことに、一昨々年、東京都の二つの浄水場の水道水の中から、CNPが検出された。では、2.3.7.8 ダイオキシンの方はなかつたのかといえば、そうではなく、分析できなかつただけです。

なぜでてきたのか。関東平野の田畠のダイオキシン入りの農薬が使われていて、それが流出したのです。一説によるとCNPの残留度は十年間で北海道で八五%，関東で五〇%，九州で三〇%といわれている。若干、紫外線に弱い。こういう農薬と水道水との関連が非常に心配です。清掃工場だって、灰から出てきたのなら、煙突から出でているということです。

そう考えるとダイオキシン問題もまた大変な問題であることがわかります。ベトナムの被害を否定する人は誰もいません。一方、低濃度長期暴露については、安全だというためには大変な証明がいるのです。なぜ、ダイオキシン入りの農薬を禁止できないのか。

(つづく)



聞きかじり ①

西野方庸

「アジア各国の労災職業病闘争の交流を。」という注目すべきワークショッピングが、去る五月九日から十四日まで香港で開かれた。これは、香港労働者健康センターがアジア各国の同様の取り組みを進めているセン

ターに呼びかけ、実現したもので、六カ国の人々が参加した。関西には、既に東地域合同労組特派員として香港に駐在している近藤氏から四月に連絡があり、急遽参加することになったものである。

突然のことでもあり、ほとんど準備もできないまでの出発になってしまった。おまけに、私は英語ができないところへ。正直言ってあまり成績は期待できず、観光旅行に終わるのではとの予測での参加になつてしま

た。私が参加した。日本からは、横浜港町診療所所長で労働者住民医療機関連絡会議議長の天明医師、神奈川労災職業病センターの

また。ところが、その予測に反し、

結局実現はできなかつた。

ワークシヨップは実に興味深い内容のものであつた。第一、よびかけた香港の団体名が「香港工人健康中心」だという。この中国語を訳せば前述の「香港労働者健康センター」ということになるのだ。彼らの、三周年を迎えた今年の総会議案書の冒頭部の一文はこうなつてゐる。

「致力保障工人健康」是香港工人健康中心創立時の口號，也是中心的服務宗旨。一直以來，中心仍不斷堅持這個理想，努力促進職業健康。

中國語が判らなくとも意味は充分通じる。要するに、彼らは我々と同じ目的で同じ活動を行つてゐる仲間なのである。

このワークシヨップには、こうした仲間が、香港、韓国、タイ、フィリピン、日本と特別参加のイギリスから参加した。他にもマレーシア、台湾からも参加の予定があつたが、

表にも出てこないものがおそらく無数にあるだらうとのことであつた。

私が到着した九日には、香港の工業地帯の見学のスケジュールとなつており、さっそく地下鉄に乗つて約十人ほどで工場街へと移動した。まあ香港はどこもここも高いビルが多いことと感心していたら、なんと工場までもが高層ビルで何十階建になつてゐる。そして、換気栓からは有機溶剤の匂いがもうもうと鼻をついてくる。工場の中をのぞくと、蒸せかえるような暑さの中で、上半身裸で作業中。騒音もかなりのものだ。この工場街では労働組合は組織されているのかと実に初步的な（恥ずかしながら予備知識の準備は何もなかつた）質問をすると、一つの工場での労働者の定着率は極めて悪いことから労組はほぼ無いに等しいとのこと。

昨年、政、労、資の共同開催で労災撲滅キャンペーンを実施したことだが、それは建前だけで、労災職業病多発の実態はすさまじく、

さて、各国からの報告と討論は十日から開始されたが、労災職業病発生状況、労災補償体制、政府の労働安全衛生政策、そして労組やセンターの活動内容など内容は多岐にわたり、どの報告に対しても熱心な質問が浴びせられた。

アジアの各国における労働者の置かれている状況には、極めて大きな違いが存在するが、例えば労災職業病の闘いを進める活動家が運動を進めの中でどうしても思案せずにはおれないことなど、共通の思いとか課題は以外に多いということを私はこの貴重な試みの中で発見した。香港のセンターはこの試みを一回に終わらせるのではなく、より発展させたいと我々に提案した。日常の国内の運動に大きな不充分性を感じながらも、ぜひ、アジアのセンターの横のつながりを強めていきたいと思う。

四月の新聞記事から

四・三 動力炉・核燃料開発事業団東海再処理工場周辺の土壤や海草類に、放射性ヨウ素が他の地域に比べ百倍以上の濃度で蓄積していることが明らかに

四・五 鉄筋綱材工場で建設用綱材の束をつっていたワイヤが切れ、直下で作業していたアルバイトの高校二年生が即死（京都）

四・一二 製紙工場で原料のパルプ材が崩れ、下敷きになつた従業員一人が死亡（大阪）

四・一三 新日鐵名古屋製鉄所でクレーンのワイヤロープ交換中の作業員一人が感電死

四・一四

コンテナ運搬船に接舷しようとしたタグボートが衝突、乗つっていた運航要員ら約四十人のうち三二人が重軽傷（広島）

四・一七 JR東日本の上野→札幌間寝台特急「北斗星」の食堂車の内壁に石綿が使われ、車内に飛散している危険性が判明

四・二三 グアム島沖で一週間前から消息を絶っていた高知の漁船の救命ボートがみつかり、二人を救助。残る六人は依然として不明。

四・二四

市道の地下一・二㍍に埋設されている石綿セメント管の水道管が破裂、老朽化と車の振動によるものらしい（堺）

四・二七 土砂崩れ防止工事現場で土砂崩れがあり、作業員二人が死亡、一人が重傷（佐渡）

日本原燃産業は、青森県・六ヶ所村に計画している低レベル放射性廃棄物の埋設施設の事業許可申請を科学技術庁に提出

四・三〇

JR津軽海峡線で、踏切に立往生したトラックに快速列車が衝突、一両が脱線し連休旅行客ら十二人が軽傷（青森）

JR津軽海峡線で、踏切に立往生したトラックに快速列車が衝突、一両が脱線し連休旅行客ら十二人が軽傷（青森）